

## 大船渡市・三陸町合併推進協議会規約

### (設置)

第1条 大船渡市及び三陸町(以下「両市町」という。)は、合併推進に関する事項等について調査検討するため、大船渡市・三陸町合併推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (協議会の任務)

第2条 協議会は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 両市町の合併協議項目の調整方針の検討
- (2) 両市町の合併に係る建設計画案の作成
- (3) その他両市町の合併推進に関し必要な事項の検討

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 両市町の長、助役及び収入役
  - (2) 両市町の議会の議長及び副議長
  - (3) 両市町の議会の議員 各4人
  - (4) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者 4人
  - (5) 両市町の長がそれぞれ定めた学識経験を有する者 各4人
- 2 協議会に会長及び副会長各1人を置く。
  - 3 会長及び副会長は、委員の互選とする。

### (会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (関係職員等の出席)

第6条 協議会は、必要に応じて両市町の関係職員等の出席を求め、説明又は意見の聴取をすることができる。

### (事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 協議会の事務局は、大船渡市役所内に置く。
- 3 事務局の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 4 その他事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (協議会の経費)

第8条 協議会の運営に必要な経費は、両市町が協議して定める。

### (補則)

第9条 この規約に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規約は、平成13年5月31日から施行する。